



38 三木 義一

消費税はシンプルな税制だとよく言われます。税率が5%と単純だからのようです。しかし、実際の適用は非常に難しい面があり、専門家もしばしば対応を誤る税なのです。

なぜか。業者が行う取引のすべてが課税対象になるわけではなく、課税対象にならない「不課税」や、さまざまな理由から課税されない「非課税」に該当する取引もあって、これをきちんと区別しなければならぬからです。

例えば、キャンセル料には、解約に伴う事務手数料の性格のものと、解約に伴って生じる逸失利益に対する損害賠償金の性格のものがありま。前者は、手数料をも

消費税は難しい

らって解約手続などをするサービスの提供ですから課税対象になります。しかし後者は、本来得ることのできたらう利益がなくなったための補てん金ですから、資産譲渡等ではなく、不課税扱いとなります。

出産費は課税される？



非課税については、課税・非課税の境界があまり明確でないケースもあります。先日、岡山市の国立病院機構岡山医療センターが、非課税である出産費に四年間にわたって消費税を計上、約千八百人から計約三千万円を誤って徴収していた、との報道がありました。

この報道は、税法から見ると必ずしも正確ではありませぬ。この病院が非課税取引をうっかり課税対象と思い込み、その分価格を引き上げて請求していただけで、国に代わって税を徴収していたわけではなからず。この誤解は、一九九一年の税制改正で出産費が非課税となったにもかかわらず、病院の職員がそれ以前の流れのままに出生費の消費税相当分を料悪くて入院した場合、一

体とこまでが「助産に係わる」といえるのか、簡単に判断できると思いますか？ 通達では「妊娠中の入院については、産婦人科医が必要と認め入院（妊娠中毒症、切迫流産等）及び他の疾病（骨折等）による入院のうち、産婦人科医が共同して管理する間の入院は、助産に係る資産の譲渡等に該当する」とされているのですが、具体的な事実在即してどう適用したらいいのか迷うケースもありません。

このように消費税はそう単純ではありません。「増税と引き換えに食料品を非課税にする」と説明されても、「食料品」の範囲がそれほど明確ではないため、混乱するかもしれませんね。ハンバーガーは「食料品」なのか「外食サービス」なのか、考えてみてください。消費税がシンプルなのは税率だけなのです。
(立命館法科大学院教授)